

「三篠スタンディングベアーズ スポーツ少年団」団則

2011.1.30 改定(第4版)

2019.1.27 改訂審議

2021.1.1 改定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この団は、三篠スタンディングベアーズ スポーツ少年団(以下「本団」という)と称する。

(事務所)

第2条 本団の事務所は、代表自宅内に置く。

(目的)

第3条 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外において、スポーツを通じて団員の心身の健全な育成をはかるとともに、団員親子の絆を深めることを目的とする。

(活動)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1)各種スポーツ活動
- (2)体カテスト
- (3)レクリエーション活動
- (4)文化学習活動
- (5)他団体との交歓交流活動
- (6)奉仕活動
- (7)その他この団の目的達成に必要な活動

第2章 団 員 等

(構成)

第5条 本団は、団員、指導者、団世話役をもって構成する。

2 団員は、基本的に三篠学区の小学生、軟式野球クラブの存在しない他の学区の小学生とする。

3 指導者は、基本的に団員保護者又は団OBの者とする。

4 団世話役は、基本的に団員保護者又は団OBの者とする。

5 6年生の団員からキャプテンを選出する。

(団への加入登録)

第6条 本団への加入登録は、この団所定用紙にてこれを行う。又、加入登録に当たっては、第15条に定める会費を同時に納入するものとする。

(有効期間)

第7条 加入登録有効期間は、加入の申し込みを受けた日から卒団を迎える日までとする。ただし、有効期間内において、退団の申し出があった場合は、退団届を受理した日までとする。

(団の登録)

第8条 本団は、第6条に定めるところにより加入登録を行った団員・指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により団として広島市スポーツ少年団に所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。又、団登録に明記された団員、指導者は全員、スポーツ傷害保険に加入するものとする。

第3章 指導者と団世話役等

(指導者と団世話役)

第9条 本団に次の各号に掲げる指導者と団世話役を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 監督 1名
- (4) コーチ 複数名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局 若干名
- (7) 会計 1名
- (8) 監査役 若干名

2 指導者は、監督及びコーチから構成する。

3 団世話役は、代表、副代表、事務局長、事務局、会計、監査役から構成する。

4 第1項に掲げる者の他、必要に応じて団世話役に総監督及び事務次長を置くことができる。

(指導者と団世話役の選出)

第10条 代表は、代表者会議が推薦し、総会で承認する。

2 監督は、代表者会議が推薦し、総会で承認する。

3 コーチは、監督が任命する。

4 副代表、総監督、事務局長、事務次長、事務局、会計、監査役は代表が任命する。

(指導者と団世話役の任期)

第11条 指導者と団世話役の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

(指導者と団世話役の任務)

第12条 指導者と団世話役の任務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 代表は、本団を代表し、団の運営を総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表不在の場合には代表の職務を代行する。
- (3) 総監督は、監督の相談役となり、チーム運営を支援する。
- (4) 監督は、本団のチームを代表し、チームの指導と運営を総括する。
- (5) コーチは、監督の指示によりチームの指導実務を担当し、チーム運営を支援する。
- (6) 事務局長は、団の運営実務を指揮する。
- (7) 事務次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在の場合には事務局長の職務を代行する。
- (8) 事務局は、団の運営実務を担当する。
- (9) 会計は、団の会計を総括する。
- (10) 監査役は、会計を監査する。

(育成母集団)

第13条 本団に育成母集団として、保護者を置く。

2 保護者会については別に定める(「三篠スタンディングベアーズ保護者会 会則」参照)。

第5章 会議

(会議)

第14条 本団の会議は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 指導者会議
- (3) 代表者会議
- (4) 団員会議

2 総会は、指導者、団世話役、保護者会会員で構成し、年度末後2ヶ月以内に代表が招集し、本団(保護者会も含む)の決算報告、活動報告、新年度予算、新年度活動計画等の審議を行う。なお、必要に応じて、代表が臨時総会を招集できる。

3 指導者会議は、指導者で構成し、必要に応じて監督が招集し、第4条に関する活動(主としてチーム運営)に関する審議を行う。

4 代表者会議は、以下のとおりの構成とし、必要に応じて代表が招集し、第4条に関する活動(主として団運営)に関する審議を行う。

- (1) 団世話役: 代表、副代表、総監督、事務局長、事務局次長、事務局
- (2) 指導者: 監督、ヘッドコーチ、ベンチコーチ、ジュニアヘッドコーチ
- (3) 保護者会: 会長、副会長
- (4) OB会: OB会長

5 団員会議は、団員で構成し、必要に応じてキャプテンが招集し、練習メニュー等に関する審議を行う。

6 各会議は構成員の過半数の出席で成立し、会議における議決は出席者の2/3以上の同意を持って決定する。なお、委任状提出の場合は出席とみなす。

7 総会において決議が否決された場合、再度、代表者会議で審議し、前項6に基づいて決定する。

第6章 会計

(経費)

第15条 本団の経費は、会費、入団費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は1000円/月とし、前期分(1月～6月)を前年12月、後期分(7月～12月)を6月に一括して支払うこととする。

3 入団費は2000円とし、既存の団員の会費で購入した備品等の使用代とする。

4 途中入団時は、入団月以降の会費を一括納入する。

5 退団時は、退団月以降の納入済み金額を返却する。

6 休団時は、休団する次月から休団期間中の納入済み金額を返却する。

(会計年度)

第16条 本団の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

2 1月1日から6月30日までを前期、7月1日から12月31日までを後期とする。

第7章 雑則

(その他)

第17条 団員の装備品は以下のとおりとする。

(1) 団員が購入するもの:(団規定品)試合用ユニフォーム一式、スパイク、帽子

(2) 団員に購入を推奨するもの:(団推奨品)野球バット、ウインドゥブレーカー

(3) 団が貸出するもの:背番号、キャッチャー道具、ヘルメット

2 以下の場合を除き、私有車両の校内への乗り入れは原則禁止とする。なお、学校周辺での駐停車は一切認めない。

(1) 代表が特別に認める車両(通常時最大4台)

(2) ベアーズが主催する大会、軟連主催大会、協議会主催大会開催時に代表が必要と認める台数

(3) 団員等の送迎(相当な理由がある場合に限る)

ア 送り時は、南門から進入し、速やかに降車させ校外へ退出すること。

イ 迎え時は、南門から進入し、速やかに乗車させ校外へ退出すること。

3 本団規約に定めていない事項は、総会に諮って決める。